（令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等）

第三十九条の二の十　令第五条の十四の三第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。

一　独立行政法人経済産業研究所

二　国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人

三　地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人

四　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（学校教育法第一条に規定する大学を設置するものに限る。）

五　地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人（第三号に掲げるものを除く。）

六　公益社団法人日本医師会

七　公益社団法人日本歯科医師会

八　公益社団法人日本薬剤師会

九　公益社団法人日本看護協会

十　前各号に掲げる者のほか、良質かつ適切な医療の効率的な提供に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者

（令第五条の十四の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第三十九条の二の十一　令第五条の十四の三第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十五条第一号に掲げる業務として独立行政法人日本学術振興会が交付する補助金若しくは資金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて法第六十九条の三に規定する統計の作成及び統計的研究の委託又は法第六十九条の四第一項に規定する相当の公益性を有する調査、学術研究若しくは分析を行う個人とする。

（手数料の減免に関する手続）

第三十九条の二の十二　厚生労働大臣は、法第六十九条の三の規定により厚生労働大臣に委託をする者から令第五条の十四の三第六項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定による手数料の減額又は免除の許否を決定し、当該者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2　前項の規定は、法第六十九条の四第一項の規定により医療法人情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、前項中「令第五条の十四の三第六項」とあるのは「令第五条の十四の三第七項において読み替えて準用する同条第六項」と、「同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定」とあるのは「同条第七項において読み替えて準用する同条第二項若しくは第三項又は第五項の規定」と読み替えるものとする。

第三十九条の二の十三　（略）

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで、第九条の十五の二、

（新設）

（新設）

第三十九条の二　（略）

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条か